

商品概要説明書

J A 交付金等つなぎ資金

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

商品名	J A 交付金等つなぎ資金
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○ 交付金等の対象であることが明らかな方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ新潟県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金 ※ 生活資金および負債性資金の借換は対象外です。
借入金額	○ 支払われる交付金等相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	○ 1 年以内とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 手形借入とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座に交付金等をご入金された際、速やかに償還することとします。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
苦情処理措置 および紛争 解決措置 の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：0 2 5 - 2 7 0 - 2 2 6 0)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：0 2 5 - 2 2 2 - 5 5 3 3） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○ お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、別途電子契約サービス手数料が必要となる場合があります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 新潟市